
3 0 0 9 . 輸 出 許 可 内 容 変 更 申 請

業 務 コー ド	業 務 名
E A C	輸 出 許 可 内 容 変 更 申 請

1. 業務概要

「輸出許可内容変更申請事項登録（E A A）」業務後に輸出許可（特定委託輸出許可及び特定製造貨物輸出許可を含む。）、積戻し許可、特定輸出許可、または展示等積戻し許可（以下、「輸出等許可」という。）の輸出許可内容変更申請を行う。

特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、貨物が搬入前においても申告が可能である。（海上のみ）

本業務を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。

登録内容に基づき申請を「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」のいずれかに選定する。

2. 入力者

（１）海上の場合

通関業

（２）航空の場合

航空会社、通関業、混載業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②E A A業務を行った申請者と同一であること。

③システムに通関士として登録されていること。ただし、輸出申告DBに通関士審査済の旨が登録されている場合を除く。（海上のみ）

④特定委託輸出申告で当初申告者以外が数量等変更を行う場合は、申請者がシステムに認定通関業者として登録されていること。

⑤E A A業務で電子インボイス受付番号の入力があつた場合は、当初事項登録者、申告者または申請者がインボイス・パッキングリストDBに登録されている通関業者または航空貨物代理店と同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）輸出申告DBチェック

（Ａ）入力された申告番号が輸出申告DBに存在すること。

（Ｂ）輸出等許可済であること。

（Ｃ）輸出許可内容変更申請事項の登録が完了していること。

（Ｄ）本業務を行おうとする日がE A A業務で入力された出港予定年月日を過ぎていないこと。（海上のみ）

（Ｅ）輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、本業務を行おうとする日がE A A業務で入力された出港予定年月日を過ぎていないこと。（航空のみ）

（Ｆ）以下の登録がされていないこと。

①「輸出取止再輸入許可」

②「積戻し取止」

③「特定輸出許可取消」

- ④「輸出等許可後の手作業移行」
- ⑤「積込港変更」（航空のみ）
- ⑥「数量変更」（航空のみ）
- ⑦「許可後の輸出等申告の携帯品への変更」（航空のみ）

（G）通関士審査結果として訂正要の旨の登録がされていないこと。

（4）時間外執務要請届DBチェック

本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該申請者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

（5）貨物情報DBチェック（○：チェックを行う、空白：チェックを行わない）（海上のみ）

以下のいずれかの場合はチェックを行わない。

- ①「貨物情報切替登録（CHG）」業務が行われている場合
- ②輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

船：船名変更 数：数量変更

項番	チェック内容	船	数
1	輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。	○	○
2	輸出等許可済であること。	○	○
3	以下の項目について輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。（③については、特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合はチェックしない。）		
	①貨物個数		○
	②個数単位コード		○
	③蔵置場所		○
4	仕分けの親となっていないこと。	○	○
5	本船扱い貨物を除く貨物について、船積情報登録による船積処理がされていないこと。	○	○
6	本船扱い貨物の場合は、船積確認登録がされていないこと。	○	○
7	訂正保留となっていないこと。		○
8	他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。（特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合はチェックしない。ただし、③については蔵置中に限ってチェックを行う。）		
	①貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること	○	○
	②貨物情報DBと輸出申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること		○
	③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること	○	○
9	以下の登録がされていないこと。 ①「亡失届受理」 ②「滅却承認」 ③「現場収容」 ④「税関内収容」 ⑤「その他の搬出承認」	○	○

(6) 輸出貨物情報DBチェック（航空のみ）

輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合はチェックを行わない。

- (A) AWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。
- (B) MAWBでないこと。
- (C) 仮陸揚げ貨物でないこと。
- (D) システム外許可済でないこと。
- (E) 輸出等許可済であること。
- (F) 貨物の輸出または積戻しの区分と、申告等種別コード及び貿易形態別符号の輸出または積戻しの区分が一致すること。
- (G) 車上通関扱いの旨が登録されている場合は、輸出申告DBの輸出承認証等識別に車上通関扱いの旨が登録されていること。
- (H) 以下の項目について輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。
 - ①貨物個数
 - ②蔵置場所
- (I) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。
- (J) 情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。
- (K) 仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。
- (L) 訂正保留となっていないこと。
- (M) 搭載完了登録されていないこと。
- (N) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「貨物差止め」
 - ②「亡失届受理」
 - ③「滅却承認」
 - ④「その他」
- (O) 貨物手作業移行されていないこと。
- (P) 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。
- (Q) 他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。
 - ①輸出貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること
 - ②数量等変更の場合は、輸出貨物情報DBと輸出申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること
 - ③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること
- (R) UBG貨物でないこと。

(7) インボイス・パッキングリストDBチェック

- (A) EAA業務で電子インボイス受付番号の入力があつた場合は、以下のチェックを行う。
 - ①電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストDBに存在すること。
 - ②輸出インボイスであること。
 - ③他の輸出申告等で使用されていないこと。
- (B) EAA業務でインボイス識別欄に「C」が入力された場合は、「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務、または「インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録（IVB03）」業務がされていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 審査区分選定処理

輸出等許可内容変更申請事項の内容に基づき「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」のいずれかの審査区分に選定する。

(3) 通関関係書類(原紙)提出要否判定処理

輸出申告DBの内容に基づき、通関関係書類(原紙)の提出要否を判定する。

(4) 通関関係書類提出要否判定処理

「審査区分選定処理」により「簡易審査扱い」に選定された場合は、輸出申告DBの内容に基づき、通関関係書類の提出要否を判定する。

(5) 保税運送期間設定処理

承認となった場合(特定輸出申告および本船扱い貨物を除く)は、当該申請に係る「通関蔵置場を管轄する税関」と「承認貨物の積込港を管轄する税関」に基づいて保税運送期間を設定する。ただし、積込港の変更があった場合のみ本処理を行う。

(6) 輸出申告DB処理

①手続きの状況を輸出申告DBに登録する。

②枝番を払い出した場合は、旧申告番号の申告情報に削除の旨を設定する。(航空のみ)

(7) 貨物情報DB/輸出貨物情報DB処理

以下のいずれかの場合は以下の処理を行わない。

①CHG業務が行われている場合(海上のみ)

②輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

(A) 手続きの状況を貨物情報DB/輸出貨物情報DBに登録する。

(B) 海上の場合は、以下の項目に関して、貨物情報DBに登録されている情報と輸出申告DBに登録されている情報が異なる場合は、輸出申告DBに登録されている情報を貨物情報DBに登録する。

①積載予定船舶コード

②積載予定船名

③出港予定年月日

④積込港コード

⑤輸出者コード

⑥輸出者名

⑦インボイス番号

⑧仕向人コード

⑨仕向人名

⑩仕向人住所1~4

⑪仕向人郵便番号

⑫仕向人国名コード

(8) 時間外執務要請届使用実績DB処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

(9) インボイス・パッキングリストDB処理

(A) 海上の場合

承認となった場合は削除対象とする旨を登録する。

(B) 航空の場合

(a) EAA業務で電子インボイス受付番号欄に輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号と異なる内容の入力があつた場合

①EAA業務で入力された電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBに、輸出申告等がされた旨を登録する。

②輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBから、輸出申告等がされた旨を取り消す。

(b) 電子インボイス受付番号欄に入力がない場合

輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBから、輸出申告等がされた旨を取り消す。

(10) 添付ファイル管理DB処理

入力された申告等番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、以下の処理を行う。

①手続きの状況を添付ファイル管理DBに登録する。(航空のみ)

②許可内容変更申請がされた旨を添付ファイル管理DBに登録する。

③「通関関係書類(原紙)提出要否判定処理」、または「通関関係書類提出要否判定処理」の判定結果を添付ファイル管理DBに登録する。

④承認となった場合は、承認された旨を添付ファイル管理DBに登録する。

(11) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出許可等内容変更申請 控情報 ^{*1}	承認とならなかった場合は、以下のいずれかとして 出力 ①輸出許可内容変更申請控情報 ②積戻し許可内容変更申請控情報 ③特定輸出許可内容変更申請控情報 ④展示等積戻し許可内容変更申請控情報	入力者 税関（通関担当部門） *2
輸出許可等内容変更通知 情報 ^{*1}	承認となった場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸出許可内容変更通知情報 ②積戻し許可内容変更通知情報 ③特定輸出許可内容変更通知情報 ④展示等積戻し許可内容変更通知情報	入力者 ^{*3} 輸出者 ^{*6} 税関（通関担当部門） *4（海上のみ）
	以下の条件をすべて満たす場合に出力する（海上の 場合） （１）輸出許可内容変更承認となった （２）出港予定年月日を過ぎている （３）許可内容変更申請官署≠許可時の蔵置官署 （４）積戻し申告（申告種別：R）である。	許可時の蔵置官署 （通関担当部門）
許可・承認内容変更貨物 （輸出）情報（海上の場合）	許可内容変更承認となった場合	通関蔵置場 （分散蔵置されてい る場合は、すべての 通関蔵置場）*5、*6、 *9、*10、*11、*12 バンニング場所 （複数場所でバンニ ングする場合は、す べてのバンニング場 所）*6、*7、*8、*10
輸出申告情報（レコーダ）		税関（通関担当部門） 税関（通関担当部門） *13

- （*1）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙E03「輸出許可内容変更通知情報等について」を参照。
- （*2）訂正票出力識別欄に「P」が入力された場合にのみ出力
- （*3）当初申告者と入力者が同一でない場合は、当初申告者にも出力
- （*4）変更前の「出港予定年月日」を過ぎている場合にのみ出力
- （*5）当該承認貨物が本船扱いであり、以下の条件をすべて満たす場合は、ブッキング船会社へ出力
 - ①貨物情報DBにブッキング船会社が登録されている
 - ②貨物情報DBに登録されているブッキング船会社がシステムに参加している
- （*6）システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。
- （*7）許可後変更でバンニング場所を変更している場合は、当初バンニング場所にも出力する。
- （*8）通関蔵置場兼バンニング場所には出力しない。
- （*9）特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告で貨物が搬入前の場合は、搬入（予定）蔵置場へ出力。搬入後は貨物の蔵置場へ出力する。ただし、分散蔵置で一部搬入済みの場合は、搬入済みの蔵置場のみ出力し、未搬入の搬入（予定）蔵置場へは出力しない。

- (* 1 0) C H G業務が行われている場合は出力しない。
- (* 1 1) 輸出申告D Bに郵便物である旨が登録されている場合は、E A A業務で入力された蔵置場に出力する。
- (* 1 2) C Yの場合は出力しない。
- (* 1 3) 蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。